

承認第4号の資料

「寒河江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の改正要旨

税目	条 項	条 例 見 出 し	改 正 要 旨	改 正 前	改 正 後
国民健康保険税	第3条	課税額	基礎課税限度額の改正	65万円	66万円
	第2項、第3項		後期高齢者支援金等課税限度額の改正	24万円	26万円
	第11条	国民健康保険税の減額	基礎課税限度額の改正	65万円	66万円
	第1項		後期高齢者支援金等課税限度額の改正	24万円	26万円
			軽減判定所得基準額の改正 (5割軽減)	29.5万円	30.5万円
			軽減判定所得基準額の改正 (2割軽減)	54.5万円	56万円